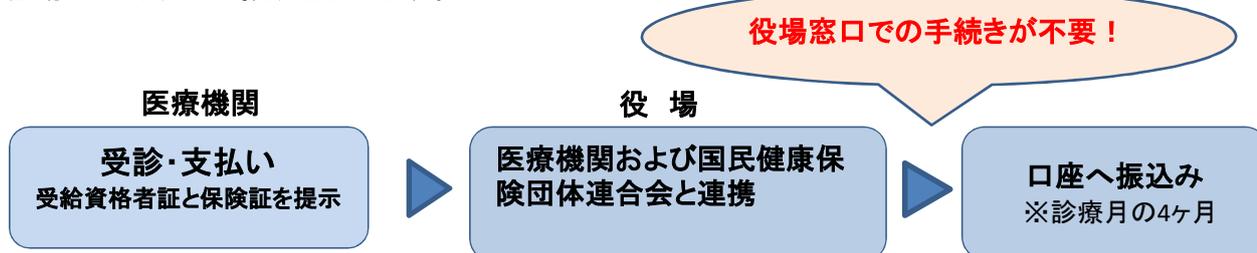


八重瀬町重度心身障害者(児)医療費助成事業からのお知らせ

【自動償還払い】について

☆自動償還払いとは

県内の協力医療機関を受診したときに、窓口で「健康保険証」と「医療費助成受給資格者証」を提示し医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の4ヵ月後に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。



☆自動償還方式を利用するには？

- ① 県内の協力医療機関で受診(歯科・調剤薬局を含む)
- ② 対象者の健康保険証と受給資格者証(自動償還)を提示。
- ③ 医療費を医療機関窓口で支払う。
- ④ 診療月の4ヵ月後に指定の口座に振り込まれます。



○「受給資格者証(自動償還)」は受診の都度、医療機関(薬局も含む)にて健康保険証と合わせて提示してください。

「受給資格者証(自動償還)」は提示しても、医療費の支払いは必要です。

☆自動償還方式の取扱い対象外について

以下の場合には「自動償還方式」の取扱い対象外となります。これまでどおり、社会福祉課の窓口で領収書と印鑑をご持参の上、支給申請手続きを行ってください。

- ① 医療機関窓口で「受給資格者証」の提示をしなかった場合
- ② 県外の医療機関や自動償還払いを導入していない医療機関を受診した場合
- ③ 医療費の自己負担額に未払いがある場合

☆その他注意点

○保険者への高額医療費および付加給付金の支給申請はご自身で行ってください。

○助成対象外となる医療費について

- ・病院での自費診療分
- ・保険適用とならない(診断書、予防接種等)
- ・往診の際の交通費・入院室料・歯科の特殊治療代等
- ・入院時の食事療育費等

○振込先や健康保険、氏名や住所等の変更があった場合は、必ず届け出てください。

受給資格者証の裏面の「注意事項」は受診前に必ずお読みください。

[お問い合わせ] 八重瀬町役場 社会福祉課 ☎098-998-9598